

令和7年度私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内に所在する私立の専修学校又は各種学校（以下「私立専修・各種学校」という。）に在籍し、東日本大震災に伴い発生した福島第一原発事故による被災地域（以下「原子力災害被災地域」という。）において被災したことにより、授業料等の納付が困難となった幼児児童生徒（以下「児童等」という。）の教育機会を確保するため、私立専修・各種学校の設置者（以下「設置者」という。）が行う児童等に係る授業料等軽減事業に要する経費について、当該設置者に対し、予算の範囲内において私立専修・各種学校授業料等軽減特別補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「保護者等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び成年に達した生徒についてはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。

2 この要綱において「原子力災害被災地域において被災したこと」とは、次のいずれかのことをいう。

- (1) 警戒区域又は計画的避難区域に居住していたこと
- (2) 緊急時避難準備区域、屋内避難指示が出ていた区域、特定避難勧奨地点に居住していた者のうち市町村の判断により避難したこと

(補助金の対象)

第3 この補助金は、以下の要件を全て満たす私立専修・各種学校の児童等に係る授業料等を軽減した設置者に対して交付する。

- (1) 原子力災害被災地域において被災したことを起因とする事情により、授業料等の納付が困難となった児童等であること
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に定める算定基準額が154,500円未満であること

2 前項に定める設置者が軽減した児童等のうち、この補助金の対象となるのは、次の要件に該当する課程に在籍する者に限る。

- (1) 専修学校高等課程及び専門課程
 - イ 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
 - ロ 修業年限が1年以上のもの
 - ハ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
- (2) 専修学校一般課程及び各種学校

イ 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの

ロ 修業年限（修業年限 1 年以上の課程に他の修業年限 1 年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が 2 年以上のもの

ハ 当該課程の授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 この補助金の補助対象となる経費は、別表に定める経費のうち設置者が児童等に対して軽減した経費とする。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）により就学支援金を支給される場合は、前項に定める経費から、就学支援金に相当する額を減じた額を補助対象経費とする。

3 専修学校高等課程については、補助金の額は、設置者が児童等に対して軽減した額のうち、別表に定める補助割合及び補助上限の範囲内で千円未満を切り捨てた額とする。

4 専修学校高等課程以外及び各種学校については、補助金の額は、設置者が児童等に対して軽減した額のうち、別表に定める補助割合の範囲内で千円未満を切り捨てた額とする。ただし、外国人学校にあっては、別表に定める補助割合及び別記様式第 2 号に定める補助上限の範囲内とする。

5 別表に定める経費については、他から同種の給付事業等により負担が減免されている場合には、その額を減じた額を補助対象経費とする。

（交付の申請）

第 5 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式第 1 号によるものとし、その提出部数は 1 部とする。また、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

（申請書添付書類）

第 6 規則第 3 条第 2 項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 令和 7 年度私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業計画書（別記様式第 2 号）

(2) 授業料等軽減について機関決定したことを証する書類（理事会議事録等）

(3) 機関決定された軽減方法・基準等の内容が明記された書類（軽減に係る規定等）

(4) 保護者等が原子力災害被災地域において被災したことを証する書類（り災証明書等の写し）

(5) 保護者等に対する軽減決定通知書等の写し

(6) 既納の授業料等を保護者等に返還したことを証する書類（受領書の写し又は振込依頼書の写し等）

(7) 保護者等の課税証明等の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7 規則第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金に係る事業計画を変更しようとするときは、令和7年度私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内で交付決定額の10%以内の軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書(以下「報告書」という。)の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は1部とする。

(報告書添付書類)

第9 規則第12条第1項の規定により報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業成績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(補助事業に係る収支が記載されたもの)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。

2 補助金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記様式第5号の令和7年度私立学校授業料等軽減特別事業補助金概算払請求書又は別記様式第6号の令和7年度私立学校授業料等軽減特別事業補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11 規則第13条の規定により、設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月11日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 令和6年度私立専修・各種学校授業料等軽減特別事業補助金交付要綱(令和6年7月16日施行)は、廃止する。

(別 表)

学校種	補助対象経費及び補助割合				補助上限
	授業料	入学金	施設整備費等	実習費	
専修学校 (高等課程)	10/10	10/10	10/10	10/10	767,998 円
専修学校 (高等課程以外)	2/3	2/3	2/3	2/3	—
各種学校	2/3	2/3	2/3	2/3	—